

## 総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織（2019年度）

### 1) 広島大学総合博物館規則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき、広島大学総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （目的）

第2条 総合博物館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資することを目的とする。

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること。
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること。

#### （組織）

第3条 総合博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 総合博物館に、前項に掲げるもののほか、研究員又は客員研究員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授をもって充てる。

- 2 館長は、学術・社会連携センター等推進部門（以下「推進部門」という。）の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 館長は、推進部門の助言により総合博物館の業務を掌理する。
- 4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の

日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 副館長は、本学専任の教員をもって充てる。

2 副館長は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 副館長は、館長の職務を補佐する。

4 副館長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

第6条 総合博物館の専任教員は、役員会の議を経て、学長が任命する。

第7条 研究員は、本学の教員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

第8条 調査員は、本学の教員をもって充てる。

2 調査員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

(部門)

第9条 総合博物館に、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1) 展示情報・研究企画部門

(2) 埋蔵文化財調査部門

2 部門に、部門長を置く。

3 部門長は、本学専任の教員をもって充てる。

4 部門長は、館長の意見を聴いて、学長が任命する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

6 部門長の再任は、妨げない。

(サテライト館)

第10条 総合博物館に、総合博物館における展示の充実を目的として、サテライト館を置くことができる。

(運営委員会)

第11条 総合博物館に、広島大学総合博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第12条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 部門長
- (4) 総合博物館の専任教員
- (5) 各研究科がそれぞれの教授又は准教授のうちから推薦する者1人
- (6) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第5号及び第6号の委員の再任は、妨げない。

第13条 運営委員会は、総合博物館に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針（教員人事・予算の原案作成等を含む。）に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) その他総合博物館の運営に関する事。

第14条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副館長が、その職務を代行する。

第15条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第16条 運営委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

（運営支援）

第17条 総合博物館の運営支援は、財務・総務室施設企画グループの協力を得て、学術・社会連携室学術・社会連携部推進グループにおいて行う。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総合博物館が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度に任命又は委嘱される館長、研究員、客員研究員及び運営委員会委員の任期は、第 4 条第 4 項、第 6 条第 5 項及び第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 広島大学総合地誌研究資料センター規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 47 号）は、廃止する。

附 則（平成 19 年 3 月 13 日規則第 36 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 11 日規則第 39 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 126 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 66 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 26 日規則第 83 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 広島大学埋蔵文化財調査室要項（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 4 月 26 日規則第 69 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 28 日規則第 110 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 28 日から施行し、この規則による改正後の広島大学総合博物館は平成 27 年 4 月 1 日から適応する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 128 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 17 日規則第 223 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 90 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 48 号）

この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日規則第 212 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## 2) 広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会要項

（趣旨）

第 1 条 この要項は、広島大学総合博物館規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 78 号）第 16 条の規定に基づき、広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 広島大学構内の埋蔵文化財の発掘調査・保存等に関し、専門的な見地から審議を行うため専門委員会を設置する。

（組織）

第 3 条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合博物館長
- (2) 総合博物館埋蔵文化財調査部門長
- (3) 総合博物館専任の教員のうちから総合博物館長が指名する者
- (4) 発掘調査に関連のある専門分野の教員 若干人
- (5) 副理事（財務企画担当）
- (6) 副理事（施設企画担当）

2 委員は、総合博物館長が任命する。

3 第 1 項第 4 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 4 号の委員の再任は妨げない。

（会議）

第 4 条 専門委員会に委員長を置き、総合博物館埋蔵文化財調査部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第 5 条 専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くこ

とができる。

(事務)

第6条 専門委員会の事務は、学術・社会連携室学術・社会連携部推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月29日から施行する。

### 3) 専門委員会委員

委員長

藤野次史(総合博物館教授) 2011年11月1日～2021年3月31日

委員

浅野敏久(総合博物館館長) 2017年4月1日～

渡邊 誠(大学院総合科学研究科教授) 2017年4月1日～

本多博之(大学院文学研究科教授) 2015年4月1日～

野島 永(大学院文学研究科教授) 2015年4月1日～

熊原康博(大学院教育学研究科准教授) 2013年11月1日～

星野健一(大学院理学研究科准教授) 2011年11月1日～

小山大輔(財務 総務部長) 2017年4月1日～2020年3月31日

松永鶴博(施設部長) 2017年4月1日～2020年3月31日

### 4) 組織

部門長(併任)

藤野次史(総合博物館教授) 2011年7月1日～2020年3月31日

調査部門員

藤野次史(総合博物館教授) 2011年7月1日～2020年3月31日

石丸恵利子(総合博物館研究員) 2014年4月1日～

梅本健治(総合博物館教育研究補助職員) 2018年5月1日～